



長野県報

3月13日(月)
平成18年
(2006年)
第1743号

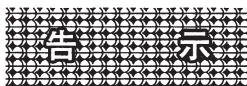
目次

告示

河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課)	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	2
長野県景観形成住民協定認定要綱の一部改正(建築管理課土地・景観室)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	2

公告

一般競争入札(2件)(情報政策課)	2
一般競争入札(2件)(管財課)	4
争議行為の公表(労政課)	6
一般競争入札(保健予防課)	6
土地改良区の定款変更の認可(土地改良課)	7
国土調査法に基づく成果の認証(農村整備課)	7
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農村整備課)	7
一般競争入札(監理課技術管理室)	7
一般競争入札(管財課)	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の縦覧(農村整備課)	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課)	9
一般競争入札(5件)(水環境課生活排水対策室)	9
一般競争入札(教育振興課)	14



長野県告示第111号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供します。

平成18年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 河川の名称
信濃川水系 一級河川 浦野川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成18年3月13日
- 廃川敷地等の位置
上田市大字小泉字塩田川原2575-1
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 5,285.32平方メートル
- 河川法施行令(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりな

お効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 土砂災害警戒区域の名称
雁田A、雁田B、雁田C、雁田D、雁田E及び雁田F
- 指定の区域
上高井郡小布施町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 土砂災害特別警戒区域の名称
雁田A、雁田B、雁田C、雁田D、雁田E及び雁田F
- 指定の区域
上高井郡小布施町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第114号

長野県景観形成住民協定認定要綱（平成4年長野県告示第559号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月13日

長野県知事 田中康夫

題名を次のように改める。

長野県景観育成住民協定認定要綱

第1中「第18条」を「第32条」に、「景観形成住民協定」を「景観育成住民協定」に改める。

第2中「景観形成住民協定」を「景観育成住民協定」に改め、同第2第2号中「景観形成」を「景観育成」に改める。

第3中「景観形成住民協定の」を「景観育成住民協定の」に、「景観形成住民協定認定申請書」を「景観育成住民協定認定申請書」に改める。

第4中「景観形成住民協定の」を「景観育成住民協定の」に、「景観形成住民協定認定書」を「景観育成住民協定認定書」に改める。

第5第1項中「景観形成住民協定」を「景観育成住民協定」に改める。

第6中「景観形成住民協定として」を「景観育成住民協定として」に、「景観形成住民協定変更等届出書」を「景観育成住民協定変更等届出書」に改める。

様式第1号中「景観形成住民協定認定申請書」を「景観育成住民協定認定申請書」に、「第18条」を「第32条」に、「より景観形成住民協定」を「より景観育成住民協定」に改める。

様式第2号中「景観形成住民協定変更等届出書」を「景観育成住民協定変更等届出書」に、「で景観形成住民協定」を「で景観育成

住民協定」に改め、同様式の備考中「景観形成住民協定認定書」を「景観育成住民協定認定書」に改める。

建築管理課土地・景観室

長野県諏訪地方事務所告示第1号

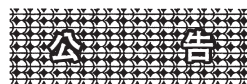
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成18年3月10日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成18年3月13日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

売りさばき人の名称	住所
長野県岡谷東高等学校同窓会	岡谷市南宮2-1-17

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月13日

長野県知事 田中康夫

- 入札に付する事項
 - 借入をする物品等及び数量
電子複合機（附属機器及び消耗品を含む。） 1台
 - 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - 借入期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
 - 借入場所
長野県企画局情報政策課
 - 入札方法
複写1回当たりの単価について行います（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59